

令和2・3年度 八戸市小規模修繕契約希望者登録申請の手引き

八戸市の建設工事等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない方が、「小規模修繕契約希望者」として登録することで、八戸市が発注する施設に係る修繕のうち、内容が軽易な小規模修繕において、業者選定の対象となることができます。

1. 対象となる修繕契約

内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易な八戸市の施設に係る修繕契約で、予定価格 50 万円以下のもの

2. 登録できる方：以下のすべての要件を満たすことが必要です。

- ①八戸市内に主たる事業所を置く法人、又は住所を持つ個人であること
※建設業許可の有無、経営規模、従業員数は問いません
- ②成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者でないこと
- ③八戸市請負工事等競争入札参加資格の認定を受けていないこと
- ④市税の滞納がないこと
- ⑤小規模修繕の履行に当たり法令等の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていること
- ⑥八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）第 2 条第 3 号に掲げる者でないこと
- ⑦その他、市の契約の相手方として不適当と認められる者でないこと

3. 登録を受けた方の取扱い等

登録申請後、上記要件についての審査に合格した方は、「八戸市小規模修繕契約希望者登録名簿」に登載され庁内へ周知されることで、市が発注する小規模修繕の業者選定の対象となります。

ただし、名簿登載により業者選定や契約を約束するものではありませんので、ご承知おきください。なお、審査結果については、別途、書面でお知らせいたします。

4. 申請受付期間および申請提出先

毎月 20 日まで随時受付をしています。

提出先：契約検査課 物品調達グループ（市庁別館 4 階）

受付時間：午前 9 時～11 時 及び 午後 1 時～4 時

※郵送での申請は受け付けできませんので、必ず持参してください。

※土、日、祝日は除きます。

毎月 20 日までに申請された場合、申請の翌月から登録者名簿に登載されます。

5. 登録の有効期間

登録日 ~ 令和4年3月31日

※期間満了前に登録更新のための申請受付を実施します。

6. 申請書および添付書類

(1) 申請書 (様式第1号)

①所在地又は住所

法人の場合は主たる事業所の所在地を、個人の場合は自宅住所を、それぞれ記入してください。

②商号又は名称

法人は商業登記簿に従って記入してください。個人の場合は、通常使用している商号等がある場合のみ記入してください。

③代表者職・氏名

法人は商業登記簿に従って記入してください。個人の場合は、通常使用している代表者職・氏名を記入してください。

④申請・使用印

法人は商号及び代表者の役職名が表示された印鑑、個人は代表者個人の印鑑を届け出てください。この欄に押印した印鑑は、見積書・契約書(請書)・請求書等、すべてに共通して使用することになります。実印以外のものでも構いませんが、ゴム印等の変形しやすいもの、スタンプ印は使用しないでください。

⑤電話番号・FAX番号・メールアドレス

市から見積依頼等の連絡に使用しますので、確実に連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。(FAX番号・メールアドレスは任意)

⑥登録を希望する修繕の種別

登録できる種別は最大5種別までです。申請書裏面の「別表(第3条関係)小規模修繕の種別」を参考にして、「登録種別」欄に受注希望順に記入してください。「修繕内容」欄には、登録種別ごとに履行できる修繕内容を具体的に記入してください。また、登録種別に関して有する許可・免許等がある場合は、その種類・名称、登録種別ごとの経験年数も併せて記入してください。

(2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）

八戸市では、市が発注するすべての入札・契約等から暴力団関係者を排除するため、「八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱」を制定し、青森県警察八戸警察署と連携して運用しております。これに伴い、小規模修繕契約希望者の登録申請時には、申請者から「暴力団排除に関する誓約書」を提出していただくとともに、申請者の暴力団等に係る該当性を警察に照会することについて同意を求めることとしておりますので、ご了承願います。

(3) その他の添付書類 ○：必須 △：該当ある場合提出 ー：不要

書類名	法人	個人	備考
商業登記簿（写）	○	ー	申請日から遡って3か月以内に発行されたもの（青森地方法務局八戸支局が発行したもの）
身分証明書（写）	ー	○	申請日から遡って3か月以内に発行されたもの（本籍地の市町村長が発行したもの。八戸市の場合：証明窓口は、市民課、南郷事務所、各市民サービスセンター）
市税の滞納がないことの証明書（写）	○	○	申請日から遡って3か月以内に発行されたもの（証明窓口は、資産税課、南郷事務所、各市民サービスセンター）
許可・免許等を証する書類（写）	△	△	該当がある場合のみ提出
口座振替受領申出票	申請者名義の口座を記入し提出（必須） ※以前提出された方で、登録内容に変更がない場合、提出は不要です。		

7. 登録内容の変更

登録後、所在地又は住所、商号・名称、代表者職・氏名、電話番号など、重要な事項に変更があったとき、又は解散、廃業等により登録を廃止するときは、「小規模修繕契約希望者登録申請書変更・廃止届」（様式第3号）を速やかに提出してください。なお、登記事項を変更する場合は、変更を反映した商業登記簿謄本（写）を添付してください。

8. 登録の取消し：以下のいずれかに該当した場合、登録を取り消します。

- ①登録要件を満たさなくなったとき
- ②倒産又は破産したとき
- ③契約に関し法令に違反する等の不正又は不誠実な行為があったとき
- ④申請書又は添付書類の内容を偽って記載したとき

9. 契約に関する事項

①発注の方法

発注は原則として複数業者の間に見積合わせによるものとし、最低価格を提示した業者と契約することとなります。なお、見積依頼を辞退することは自由ですが、その場合は必ず発注担当課あてに連絡願います。また、見積を辞退したことによって、以後の業者選定に際し不利益を受けることはありません。

②契約の方法

契約を締結することになった場合、原則として書面（請書または契約書）により契約を締結します。ただし、10万円以下の契約で発注担当課から指示があった場合は書面を省略することがあります。なお、契約保証金は原則として免除されます。

③契約の履行

小規模修繕契約は、八戸市財務規則、その他の関係法令に基づき、信義に従って誠実に履行しなければなりません。また請け負った修繕は、原則として契約者自らが履行しなければならず、下請け等はできませんので、申請時の登録種別は自ら履行（施工）できるものだけを記入してください。

④請負代金の支払い

請負代金は履行完了後の検査に合格した後、請求に基づいて口座振替の方法により支払います。そのため、登録申請と同時に「口座振替受領申出票」を提出していただきます。なお、支払期間は、正当な請求を受けた日から30日以内となります。

⑤登録名簿の公開

この制度による登録者名簿は、市庁内に周知するほか、契約制度の透明性を確保する観点から、八戸市ホームページへの掲載によって一般に公開します。

問合せ先 八戸市財政部 契約検査課 物品調達グループ

Tel 0178-43-2158（直通）

Fax 0178-43-2722

E-mail keiyaku@city.hachinohe.aomori.jp